

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	危機管理型水位計運用システム利用
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 豊口 佳之 香川県高松市サンポート3-33
契 約 締 結 日	令和 7 年 4 月 1 日
契約の相手方の氏名及び住所	一般財団法人河川情報センター 東京都千代田区麹町1-3
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥ 2, 0 5 3, 6 5 4 -
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥ 2, 0 5 3, 6 5 4. 9 -
随意契約によることとした理由	本件は、四国地方整備局が設置する危機管理型水位計について、水位計が観測した水位情報等を携帯電話回線を通じ、一般財団法人河川情報センター(以下「河川情報センター」)が構築した危機管理型水位計共同運用システム(以下「共同運用システム」)に収集し、河川管理者、市町村、一般住民に対して適時適切に提供するものである。 河川情報センターは、国及び地方公共団体の水位情報を収集、加工し、市町村や一般住民に提供する「市町村向け川の防災情報」及び「一般国民向け川の防災情報」（以下「川の防災情報」）を独自に構築した者であり、共同運用システムの基幹システムは、川の防災情報と同様の機能を有するものであるため、同システムを活用するとネットワークの再構築等に多額の費用を要することなく大幅なコスト削減に寄与することができる。 このように河川情報センターは、現状において、河川に関する情報の収集、加工、提供を行い、国民の生命・財産を水害等から守ることに資することができ、河川情報に関する災害時優先通信ができ、また川の防災情報システムの知的財産権を有している唯一の団体である。 また、本件については、参画するすべての河川管理者等が共同運用システムを活用する必要があることから、システムの管理・運営については、国・地方公共団体間での取り決めにより、河川情報センターを管理運営機関として特定している。 以上のことから、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日、財計第2017号）の記1.(2)①「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合におけるイ(二)「地方公共団体との取り決めにより、契約の相手方が一に定められているもの」に該当するため、本業務については、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号により河川情報センターと随意契約を締結するものである。
備 考	